

Ⅲ 制度提言（継続分）

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革
施策展開	カ マリントウンMICEエリアの形成を核とした戦略的なMICEの振興

制度名	海外における宣伝等の措置（沖縄振興特別措置法第15条）
------------	-----------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人観光客の積極的な誘致を図っていく観点から、独立行政法人国際観光振興機構による海外宣伝等の措置について定めた規定であり、従来は同意観光計画（県が策定し、主務大臣（内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣）の同意を得たもの）で定める宣伝の方針に基づいてこれらの措置を行うこととしていたが、今般、観光振興計画を含め、分野別計画を法定計画とはしないこととしたことに伴い、外国人観光客の沖縄への来訪促進のための海外宣伝等の措置に係る一般的な努力義務規定として整理したもの。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄県では、観光産業が県経済の基幹産業となっているが、その一層の振興のためには、観光客のさらなる誘致が必要であり、東アジアを中心に国際観光交流が増大する中、外国人観光客について、さらに積極的な誘致を図っていくことが必要である。そのためには、沖縄の観光魅力等についての海外宣伝が極めて重要である。

担当部課	文化観光スポーツ部 観光振興課
-------------	-----------------

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(2) 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革
施策展開	カ マリントウンMICEエリアの形成を核とした戦略的なMICEの振興

制度名	国際会議等の誘致を促進するための措置（沖縄振興特別措置法第16条）
------------	-----------------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開催地の魅力を世界に発信する絶好の機会となることが期待される政府系国際会議や国連など、国際機関が主催する国際会議の誘致促進を目的として、平成12年6月20日の閣議了解に基づき、各省庁連絡会議の設置などが措置された。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄県は、国際的なMICE開催地としてのブランドの確立を目指していることに加え、産業振興においても、MICEを沖縄経済発展のプラットフォームとして位置づけている。 ■ 国際会議等の誘致活動の強化や円滑な受け入れにおいては関係省庁との連携強化が特に重要であることから、今後も国際会議等の沖縄開催を推進する措置が必要である。

担当部課	文化観光スポーツ部 MICE推進課
-------------	-------------------

将来像	I 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して
基本施策	(2) 自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用
施策展開	—

制度名	環境保全型自然体験活動(沖縄振興特別措置法第21条～第25条)
------------	---------------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄県において環境保全型自然体験活動に係る案内及び助言を行う事業者(エコツアー事業者)同士が、自然環境の保全と持続的な利用を目的として定めたルール(保全利用協定)について、その内容が自然環境の保全上適切である等の要件に適合する場合、県知事が認定する制度。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存の認定地域においては、各自の協定による利用上限等に基づくエコツアー実施により自然環境の保全と持続的な利用の両立が図られている。本制度は、自然環境の過剰な利用を予防し、持続的な利用を図る上で有意義なものであることから、今後も必要である。

担当部課	環境部 自然保護課
-------------	-----------

将来像	III 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(7) 亜熱帯・海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興
施策展開	—

制度名	農林水産業の振興(沖縄振興特別措置法第60条～第62条)
------------	------------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄振興計画に基づいて行う農林水産業の振興のための事業実施に関する必要な資金の確保その他の援助を行う。 ■ 沖縄の特性に即した農林水産業の振興に資するため、農林水産業者その他の関係者に対する助言、指導その他の援助を行う。 ■ 沖縄の周辺の海域の漁場において、漁業者が安全にかつ安心して水産業を営むことができるよう、安全対策の強化その他の必要な措置を講じる。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農林水産業の振興においては、生産性向上のための設備投資や台風等の自然災害への対応、その他の資金需要に対応する必要がある。 ■ 我が国唯一の亜熱帯・海洋性気候で多くの離島を抱える本県では、地域特性に即した助言や指導、その他の支援が必要である。 ■ 国境に位置し、広域な周辺海域を漁場とする本県においては、国際情勢等を考慮しながら操業を行う必要があり、安全対策の強化等の措置が必要である。

担当部課	農林水産部 流通・加工推進課、農政経済課、営農支援課、園芸振興課、水産課
-------------	--------------------------------------

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(1) 県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化
施策展開	—

制度名	沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務(沖縄振興特別措置法第73条～第74条)
-----	--

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄振興特別措置法第73条の規定に基づき、沖縄における新たな事業の創出を促進することを目的に、沖縄公庫業務の特例として設けられているもので、沖縄において新たに事業を開始しようとする者等に対して、その事業に必要な資金の出資を行う(新事業創出促進出資)。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成14年度から令和元年度までの累計で70件、29億1百万円の出資を実行し、特産品を活用した製造業から情報通信産業、バイオ産業など幅広い分野で、新たな企業の創出や新分野進出等による成長を支援している。 ■ 沖縄における新たな産業の創出や雇用基盤の拡大に効果を発揮している有意義な制度であることから、今後も当該制度が必要である。

担当部課	商工労働部 産業政策課
------	-------------

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(10) 誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進
施策展開	—

制度名	沖縄失業者求職手帳制度(沖縄振興特別措置法第78条～第80条、第83条)
-----	--------------------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 在沖米軍の撤退等に伴いやむなく失業に至った者であって、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく措置の適用を受けない者等に対し、再就職の促進を図るため、本人の申請に基づき、沖縄失業者求職手帳を発給し、必要な就職指導や給付金の支給等を行う。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来的に予想される在日米軍の再編に伴う駐留軍等従業員への解雇への対応に備え、本制度による措置を継続して実施する必要がある。

担当部課	商工労働部 雇用政策課
------	-------------

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(10) 誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進
施策展開	—

制度名	地域雇用開発促進法の特例(沖縄振興特別措置法第82条)
------------	-----------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域雇用開発促進法は、雇用機会が不足している地域において、雇用開発の目標や目標達成のための方策を示した計画を策定し、地域雇用開発促進助成金等、雇用開発のための措置を講じるものである。 ■ 同法では、対象となる地域の範囲として、「自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること」を要件としているが、島しょ性など沖縄県の地理的特殊性から、「自然的」という要件を除外し、「経済的社会的条件」とする特例が設けられている。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄の地理的特殊性から設けられた特例であり、地域雇用開発助成金を有効活用し、地域における雇用・就業の場の創出等を図るために継続する必要がある。

担当部課	商工労働部 雇用政策課
-------------	-------------

将来像	—
基本施策	—
施策展開	—

制度名	人材の育成等（沖縄振興特別措置法第83条の2）
------------	--------------------------------

概要

- 国及び地方公共団体は、観光、情報通信、金融等の沖縄の産業の振興のために必要な分野における高度な知識又は技術を有する人材の育成及び確保のための措置並びに起業を志望する者に対する支援のための措置を講ずるよう努める。

（観光）

- 観光投資や観光客を世界中から呼び込む世界水準の目的地型リゾートを形成するため、成長著しいアジア諸国をはじめとする外国人旅行者の増加、観光のグローバル化への適切な対応など、観光事業の国際化・高度化を推進し、沖縄観光の沖縄観光の国際競争力を図る。

（情報通信）

- 県内IT関連産業の高度化、生産物の高付加価値化を図るため、IT人材の専門知識や技術力の向上を支援する。
- 県内IT企業及び観光、ものづくり、農業、物流、各種サービスなど様々な産業において、デジタルトランスフォーメーションを実行できる人材の育成について支援する。
- 未来のIT人材を育成するため、学生等若い人を対象に、IT技術の体験、企業との交流、意識啓発活動等様々な取組を支援する。

（金融）

- 経済金融活性化特別地区を活用した金融関連産業の更なる集積や立地企業の高度化を図るため、特区内企業における就業者の技術や管理スキルの向上を目的とした人材育成について支援する。

（農林）

- 農業の担い手の育成・確保の課題解決のため、中長期的に一貫した支援システムの構築による就農相談から就農定着までの支援により、新規就農者数を育成・確保する。

必要性

- 沖縄の産業振興のためには、高度な知識又は技術を有する人材を育成し活用していくことが重要であることから、引き続き当該制度が必要である。

（観光）

- 中長期的な視点から計画及び戦略を策定、推進する専門性の高い人材や観光関連産業における経営人材の育成、地域づくりの牽引役の養成、また国内外の観光客に対する接遇の向上など様々な場面で観光振興に資する人材を育成を推進していく必要がある。

（情報通信）

- 県内IT関連産業において、従来の下請け中心の受託型から、高付加価値の情報通信技術・サービスを提供する提案型ビジネスモデルへの転換を図る必要がある。
- 県内IT企業において、ユーザー企業のビジネスを深く理解し、データとデジタル技術を活用してユーザー企業のデジタルトランスフォーメーションを支援する人材の育成・確保を推進する必要がある。
- ユーザー企業に対し、経営課題の解決に資するデジタル技術について理解を深めてもらい、デジタルトランスフォーメーションへの取組を促進させる必要がある。

（金融）

- 経済金融活性化特別地区を活用した金融関連産業の集積促進と業務の高度化・効率化・多様化へ対応するため、引き続き、企業が求める金融人材の育成・確保を推進する必要がある。

（農林）

- 農業分野では、就業人口の減少や従事者の高齢化により、将来的に地域の農業生産力及び農漁村生活の維持が将来的に困難になることが懸念され、地域の維持・発展を図るには、新規就農者の育成・確保を推進することが重要となっている。

担当部課	文化観光スポーツ部 観光振興課、商工労働部 情報産業振興課、農林水産部 営農支援課
-------------	---

将来像	I 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して
基本施策	(4) 沖縄文化の継承・創造と更なる発展
施策展開	—

制度名	地域文化の振興(沖縄振興特別措置法第84条)
------------	------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国及び地方公共団体は、沖縄において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮を行う。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄は、豊かな自然環境と風土・伝統に根ざした文化を有している。これらの資源は、ホスピタリティあふれる県民性を形成する源であることに加え、人々を魅了し惹きつける要素であり、沖縄が持続的発展を志向する上において大いなる力となるものであり、今後も措置が必要である。

担当部課	文化観光スポーツ部 文化振興課
-------------	-----------------

将来像	II 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(1) 誰もが安心して子育てができる環境づくり
施策展開	ウ 子ども・若者の育成支援

制度名	子育ての支援等(青少年であって障害を有するもの、その他困難を有するものの支援)(沖縄振興特別措置法第84条の4第2項)
------------	---

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 青少年であって障害を有するものその他社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども、若者からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報提供及び助言を行う。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄は不登校児童生徒や中途退学者が多いことから、義務教育や高等学校等を修了した障害を有する若者も含め、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施する必要がある。

担当部課	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課、障害福祉課
-------------	---------------------------

将来像	Ⅳ 世界に開かれた交流と共生の島を目指して
基本施策	(3) 世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献
施策展開	—

制度名	国際協力及び国際交流の推進(沖縄振興特別措置法第86条～第88条)
------------	-----------------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国、沖縄県、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人国際交流基金が、それぞれの立場で本県の国際協力及び国際交流の推進に努めるよう条項が定められたものであり、相乗的な取り組みにより効果的な施策の推進を図るために設けられたものである。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄県の国際協力・国際交流については、国や県等による多角的な取り組みにより沖縄の経済及び社会の国際化の進展を推進し、もって沖縄の経済及び社会の発展に寄与することを目指すものであり、これらの条項は引き続き必要である。

担当部課	文化観光スポーツ部 交流推進課
-------------	-----------------

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	—
施策展開	—

制度名	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(畜産業、水産業若しくは薪炭製造業)(沖縄振興特別措置法第94条)
------------	---

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体が、離島の地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、事業税を課さなかった場合又は不均一の課税をした場合において、その減収額について地方交付税により補填する。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県内離島においては、若年層の島外流出や高齢化の進行、流通面での不利性等により、地域活力低下が懸念されるなどの課題を抱えている。 ■ このため、離島地域の基幹的産業である畜産業や水産業若しくは薪炭製造業について支援することで、地域経済の活性化を図ることに繋がる。

担当部課	企画部 地域・離島課、農林水産部 畜産課、水産課、森林管理課
-------------	--------------------------------

将来像	—
基本施策	—
施策展開	—

制度名	国の負担又は補助の割合の特例等(沖縄振興特別措置法第105条)
------------	---------------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄振興計画に基づく事業について、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、沖縄振興特別措置法の別表に定める割合の範囲内で、国が負担し、又は補助する割合を別に定めることができる。また、当該事業に国が交付金を交付する場合、同表に定める割合を参酌し、当該交付金の額を算定する。 ■ 上記のほか、沖縄振興計画に基づく事業に要する経費について、予算の範囲内で補助することができる。 ■ 沖縄における災害復旧事業等に係る国の負担又は補助の割合について、当該事業等に関する法令の規定にかかわらず、別に定める。
-----------	---

必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海岸保全施設等の整備など、本土と比べ依然として整備水準が低い分野があることや、離島地域においては、地理的事情から複数の島に施設整備が必要となる場合があるなど高コスト構造を抱えている。 ■ さらに、我が国でもまれな亜熱帯地域に属する自然的事情等により、紫外線や塩害などの影響から施設等の老朽化が早く、復帰直後に集中的に整備された社会資本の大量更新が見込まれている。これらのほか、今後予定される駐留軍用地返還後の跡地利用に必要な社会基盤や生活基盤等の整備も見込まれている。 ■ このように、本県の特殊事情に基因する条件不利性の克服に向けた社会資本整備が引き続き見込まれており、財政基盤が脆弱な県及び市町村等においてこれらの整備を計画的に進めていくには、引き続き、高率補助制度等の活用が必要である。
------------	--

担当部課	企画部 企画調整課、市町村課、総務部 財政課
-------------	------------------------

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(11) 自立型経済の構築に向けた社会基盤の高度化とネットワークの形成
施策展開	エ シームレスな陸上交通体系の整備

制度名	沖縄の道路に係る特例(沖縄振興特別措置法第106条)
------------	----------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄振興計画に基づいて行う県道又は市町村道の新設又は改築で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定した区間に係るものは、道路法第15条及び第16条の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。(道路管理者の権限の代行規定)
-----------	---

必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県もしくは市町村において、技術的及びその他の課題から道路管理者自らが整備することが困難な場合や国が整備した方が合理的な場合、国が道路管理者に代行して整備することができる規定であり、今後も道路整備を進めるにあたり必要な規定である。
------------	--

担当部課	土木建築部 道路街路課
-------------	-------------

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(7) あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり
施策展開	イ 大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進

制度名	沖縄の河川に係る特例(沖縄振興特別措置法第107条)
------------	----------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄振興計画に基づいて行う二級河川の改良工事、維持又は修繕で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定した区間に係るものは、河川法第十条(二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行う。)の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国管理ダムが県管理となった際、ダムの規模、施設数が多く、職員に技術の蓄積が乏しいことから、対応に苦慮するものと思われる。また、維持・管理費として年間約32億円が必要となり、県財政にとって急激な負担となることから、今後も当該制度が必要である。

担当部課	土木建築部 河川課
-------------	-----------

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(11) 自立型経済の構築に向けた社会基盤の高度化とネットワークの形成
施策展開	ウ 経済成長を加速させる拠点港湾機能やネットワーク機能の強化拡充

制度名	沖縄の港湾に係る特例(沖縄振興特別措置法第108条)
------------	----------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄振興計画に基づいて行う港湾工事(港湾法第三条の規定により同法の適用を受けないこととなる港湾に係るものを除く。)で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定したものは、沖縄振興特別措置法第52条第1項の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 島しょ県であり、多数の有人離島を有する本県において、物資輸送の9割以上を海上物流が担っており、県民の生活維持や経済活動を行ううえで、海上輸送の拠点である港湾は重要な対外交流基盤であることから、今後も当該制度が必要である。

担当部課	土木建築部 港湾課
-------------	-----------

将来像	—
基本施策	—
施策展開	—

制度名	国有財産の譲与等(沖縄振興特別措置法第109条)
------------	--------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体等に対して、国有財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができるものとし、もって、沖縄県における公共の用に供する施設の円滑な整備を図ろうとするものである。 ■ 沖縄振興特別措置法施行令において、学校教育法第1条に規定する小学校(当該小学校の施設と同条に規定する幼稚園又は幼保連携型認定こども園の施設とが同一の敷地に設けられる場合における当該幼稚園又は当該幼保連携型認定こども園を含む。)、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)又は特別支援学校の施設が対象となっている。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄振興計画に基づいて行う本県の学校教育施設の新設等に係る用地を確保するため、今後も制度の継続が必要がある。

担当部課	教育庁 施設課
-------------	---------

将来像	—
基本施策	—
施策展開	—

制度名	地方債についての配慮(沖縄振興特別措置法第110条)
------------	----------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄県及び市町村が、沖縄振興計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起債する地方債については、団体の財政事情が許す限り起債できるよう充当率について国が特別の配慮をするものである。 ■ また、国の資金事情が許す限り長期で安定かつ低利な資金である財政融資資金をもって引き受けるよう国が特別の配慮をすることで、沖縄振興を推進する制度である。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本県は多数の離島が散在する島しょ県であり、財政基盤が脆弱で資金調達力の低い小規模市町村等も多く存在している中で、財政運営を行っていくという課題がある。 ■ 沖縄振興計画に基づいて行う沖縄振興特別推進交付金事業等に係る地方債は、充当率100%で起債が可能であることや、長期で安定かつ低利な資金である財政融資資金により優先的に引き受けられることで、県及び全市町村が一丸となって振興のための基盤整備に取り組むことができている。 ■ 新たな沖縄振興計画に基づく事業を円滑に推進するにあたっては、引き続き事業に係る地方債充当率への配慮や長期で安定かつ低利な財政融資資金の優先配分が行われるよう、今後も制度の継続が必要である。

担当部課	総務部 財政課、企画部 市町村課
-------------	------------------

将来像	—
基本施策	—
施策展開	—

制度名	沖縄振興審議会の設置(沖縄振興特別措置法第111条～第112条)
------------	----------------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄振興基本方針の策定や変更、情報通信産業振興地域の指定等、沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するために、内閣府に沖縄振興審議会が設置された。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄振興に関する重要事項について調査審議する場が必要であるため、今後も当該制度が必要である。

担当部課	企画部 企画調整課
-------------	-----------

将来像	—
基本施策	—
施策展開	—

制度名	土地の利用についての配慮(沖縄振興特別措置法第113条)
------------	------------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国及び地方公共団体は、沖縄において土地をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が沖縄振興計画において定める土地の利用に適合することとなるように実施しなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当該制度は、今もなお、我が国の米軍専用施設・区域が沖縄に集中していること等により、有益な土地は限られたものとなっていること、また、沖縄振興計画に定める事項として位置づけている駐留軍用地跡地についても、積極的に有効利用すべきことから、今後も必要である。

担当部課	企画部 県土・跡地利用対策課
-------------	----------------

将来像	—
基本施策	—
施策展開	—

制度名	沖縄振興開発金融公庫の特別勘定等による区分経理（沖縄振興特別措置法本法附則第4条）
------------	---

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄振興開発金融公庫が第73条の主務大臣認可を要しない出資を行う場合、当該業務に係る経理について、特別勘定等の区分経理をおこなうことができる。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間主導の自立型経済の構築に向けた、戦略的な産業振興に主眼を置き、新事業の育成による沖縄振興を目指すために必要である。

担当部課	商工労働部 産業政策課
-------------	-------------

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	(11) 自立型経済の構築に向けた社会基盤の高度化とネットワークの形成
施策展開	ウ 経済成長を加速させる拠点港湾機能やネットワーク機能の強化拡充

制度名	港湾施設用地の取得に係る国の無利子貸付（沖縄振興特別措置法本法附則第5条）
------------	---------------------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国は、当分の間、港湾管理者に対し、沖縄振興特別措置法第百五条第一項の規定により、国がその費用について補助する港湾施設用地の建設又は改良の工事で、社会資本整備特別措置法第2条第1項第2号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第105条第1項の規定により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 島しょ県であり、多数の有人離島を有する本県において、物資輸送の9割以上を海上物流が担っており、県民の生活維持や経済活動を行ううえで、海上輸送の拠点である港湾は重要な対外交流基盤であることから、今後も当該制度が必要である。

担当部課	土木建築部 港湾課
-------------	-----------

将来像	Ⅲ 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
基本施策	—
施策展開	—

制度名	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う地方交付税による減収補填の経過措置（沖縄振興特別措置法本法附則第6条）
-----	---

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 失効前の沖縄振興特別措置法（以下、「旧法」という。）の規定により指定された産業高度化・事業革新促進地域、情報通信産業振興地域、観光地形成促進地域、国際物流拠点産業集積地域内及び離島の旅館業に係る特例措置において設備を令和4年3月31日以前に新增設した者に係る地方税の課税免除又は不均一課税をした場合における地方公共団体の基準財政収入額の算定について、旧法の失効後も効力を有することとする。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 減収補てん措置は、地方交付税法第14条の2の規定によって総務省令で定める日から翌年のその前日までの間に課税免除又は不均一課税がなされたものについて、当該減収額を当該年度の基準財政収入額から控除して行われるため、旧法失効後の当該基準財政収入額の算定時に、根拠規定に効力を持たせる必要がある。

担当部課	商工労働部 企業立地推進課、情報産業振興課、文化観光スポーツ部 MICE推進課、企画部 地域・離島課
------	--

将来像	Ⅱ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して
基本施策	(7) あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり
施策展開	イ 大規模災害等に備えた強しなやかな県土づくりの推進

制度名	河川の国直轄代行に係る経過措置（沖縄振興特別措置法本法附則第9条）
-----	-----------------------------------

概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沖縄振興計画に基づいて行う二級河川の改良工事、維持又は修繕で、沖縄の振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定した区間に係るものは、河川法第10条（二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行う。）の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国管理ダムが県管理となった際、ダムの規模、施設数が多く、職員に技術の蓄積が乏しいことから、対応に苦慮するものと思われる。また、維持・管理費として年間約32億円が必要となり、県財政にとって急激な負担となることから、今後も当該制度が必要である。

担当部課	土木建築部 河川課
------	-----------